

議案第 33 号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成20年9月3日提出

鎌倉市長 石渡徳一

(提案理由)

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正
に伴い、規定の整備を行おうとするものである。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年3月条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

付 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。